円滑化法終了後も続く返済猶予

中小企業、過度に延命？

廃業・転換支援 重要に

エコノフォーカス ECONO FOCUS

銀行が返済期日の延期など中小企業の貸し出し条件を変更する件数が高止まりしている。4～9月は58万件と前年同期なみ。申請に対する実行率は98・8％と過去最高に上った。銀行に返済猶予を促す中小企業金融円滑化法が3月末に期限切れとなった後も、なぜ返済猶予が続くのか。

（奥田宏二）

「金融庁のプレッシャーは相当あった」。ある地方銀行の首脳はこう明かす。金融庁は円滑化法の期限切れ後をにらみ、4月に金融機関向けの監督指針に「貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めること」と盛り込んだ。幹部らが全国を行脚して中小企業の経営者に「貸し渋りがあれば、金融庁に言ってほしい」と呼びかけた。

円滑化法がなくなった後にかえって、返済猶予の実行比率が上がったのにはこんな背景がある。

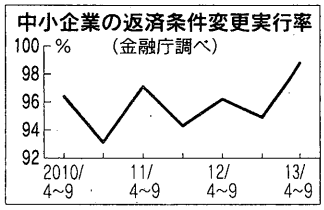

「軟着陸」図る

円滑化法はリーマン・ショック後の非常時対応として民主党政権下で2009年12月に導入された。中小企業から借入金の返済猶予の申し込みがあった場合、できる限り応じるよう努力義務を銀行に課した。返済条件の変更は返済期間を繰り延べて、毎月の返済額を減額する方法が一般的。金利を減免した例もある。

円滑化法の期限切れで政治家らが懸念したのは「倒産の急激な増加」。このため、金融庁は円滑化法の事実上延長とも取れる手法で「軟着陸」を図った。倒産件数は過去20年で最も少なく、当初の心配は払拭できた。だが、一方で「本来退場すべき企業の延命につながっている」のではないかという懸念が消えない。

円滑化法で返済の猶予を受けた企業は推計で40万～50万社。8割の企業が複数回、返済猶予を申し込み、経営改善計画は3社に1社が計画を下回ったとされる。東京商工リサーチの坂田芳博・情報部課長は「改善計画すらつくっていない企業も多く、4万～5万社の存続が危うい」と分析する。

「景気回復説」も

中小の返済条件変更が高止まりしていることには別の見方もある。「景気回復説」だ。日銀の企業短期経済観測調査（短観）の12月調査では中小・非製造業の業況判断指数（DI）が21年ぶりにプラスに転じた。

景気が良くなると、返済条件を変更する際に必要な経営改善計画を立てやすくなる。通常、景気回復局面で増えやすくなる資金繰り倒産を金融機関が柔軟な資金供給で防いだともいえる。

金融庁は今秋、検査・監督方針を転換し、銀行にリスクをとって資金供給を拡大するように促している。銀行も貸し出しを増やしたいと考えており「返済猶予しても検査で不良債権に区分されないなら要請に応じない手はない」（大手銀幹部）という本音もぞく。

とはいえ、過度に企業の退出を抑えると、産業構造の転換が進まず、経済の活力は低下する。銀行には企業の資金繰りだけでなく、事業転換や自主廃業を支援する姿勢も求められる。

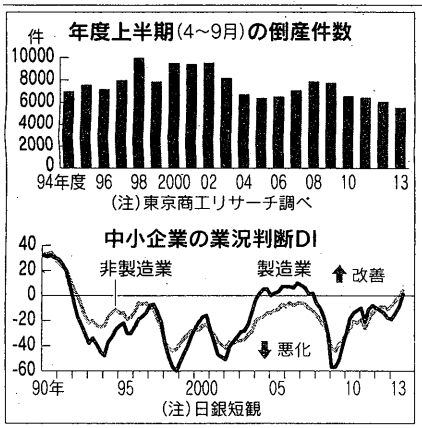

企業の新陳代謝 活力生む

中小企業は全国に約385万社ある。全企業のうち中小の占める割合は99・7％だ。売上高は約500兆円と日本の国内総生産（GDP）と同規模。雇用者数でも全体の約7割を占める。特に地方では雇用の場として存在感が大きい。それだけに中小企業の動向は日本経済を左右する。

円滑化法は中小企業の資金繰り倒産を防ぎ、景気を下支えする役割を果たした一方、導入時から不振企業の延命が懸念された。

米国では、起業が盛んなだけでなく、廃業や転業で退出する企業も多い。開廃業率とも10％前後と高い。日本（約4％）はその半分以下だ。日本は1980年代に開業率が6％程度あったが、長期で低迷している。企業再生や転廃業支援など企業の新陳代謝を通じて、活力を高められるかも日本経済の将来の試金石になる。

日経ヴェリタス THE NIKKEI VERITAS 12月29日～1月4日
巻頭特集 NISAで買う投信
▷ディール・オブ・ザ・イヤー2013
購読・資料請求のお申し込み 0120-54-4946
http://veritas.nikkei.co.jp/

成長分野に投資 2年で1000億円

第一生命 新興国などに

第一生命保険は2014年度からの2年間で、新興国や環境・インフラ関連など成長分野に1000億円を投資する。契約者に約束した利回り